

ご存じですか？  
国からの授業料支援

# こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん 高等学校等就学支援金



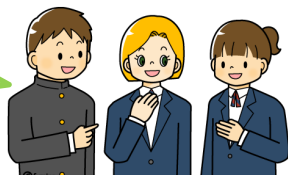
## 1. 高等学校等就学支援金制度とは

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、生徒に、授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度です。**返済は不要です。**

## 2. 対象となる学校

- ・高等学校
- ・中等教育学校後期課程
- ・特別支援学校高等部
- ・高等専門学校(1年生～3年生)
- ・専修学校高等課程
- ・国家資格者養成課程に指定された専修学校一般課程や各種学校のうち、  
①准看護師、②調理師、③製菓衛生師、④理容師、⑤美容師の国家資格者養成課程の指定を受けたもの
- ・文部科学大臣に指定された外国人学校

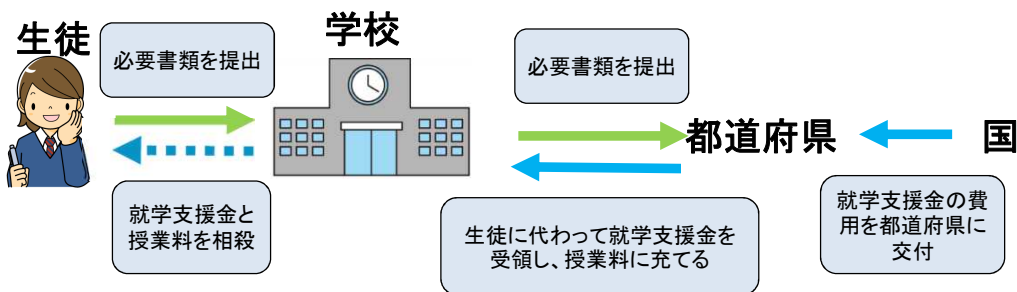
国立・公立・私立  
は問いません



## 3. 支給方法

就学支援金は、学校設置者(学校法人等)が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。**生徒本人や保護者が直接受け取るものではありません。**

授業料と就学支援金との差額については、負担いただく必要があります(学校によっては、一旦授業料を納め、後日、就学支援金相当額を受け取る場合もあります)。



## 4. 受給するために必要な手続

**申請をしなければ支援は受けられません**

### (1) 申請手続 (4月の入学時)

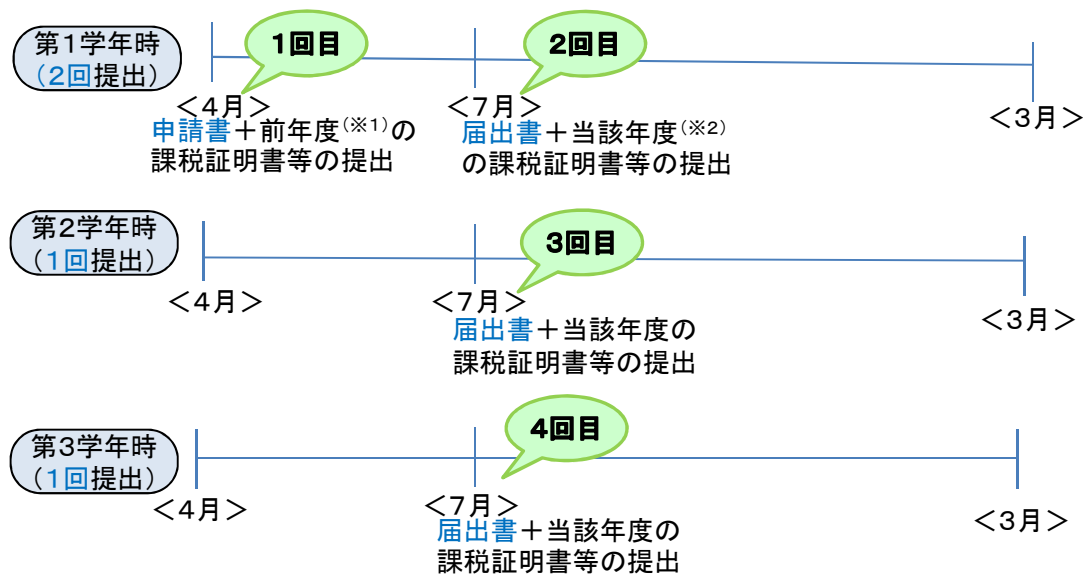
- ①申請書(進学先の高校で配布されます)
- ②課税証明書(市役所等で取得できます)などの保護者の所得を証明する書類(市町村民税所得割額が分かるもの)として、都道府県が定める書類

### (2) 届出手続 (毎年6月～7月頃)

- ①届出書(進学先の高校で配布されます)
  - ②課税証明書など
- ①と②を、高校に提出し、認定されれば就学支援金が支給されます。

※②は、原則、親権者(例:父母がいる場合、父と母の両方)全員分が必要です。

※その他、都道府県ごとに必要書類を定めている場合があります。



※1 平成27年度に提出する場合は、26年度の課税証明書等

※2 平成27年度に提出する場合は、27年度の課税証明書等

「市町村民税所得割」とは、住民税の税額のひとつで、所得に応じて課税されます。

## 5. いくらもらえるの？

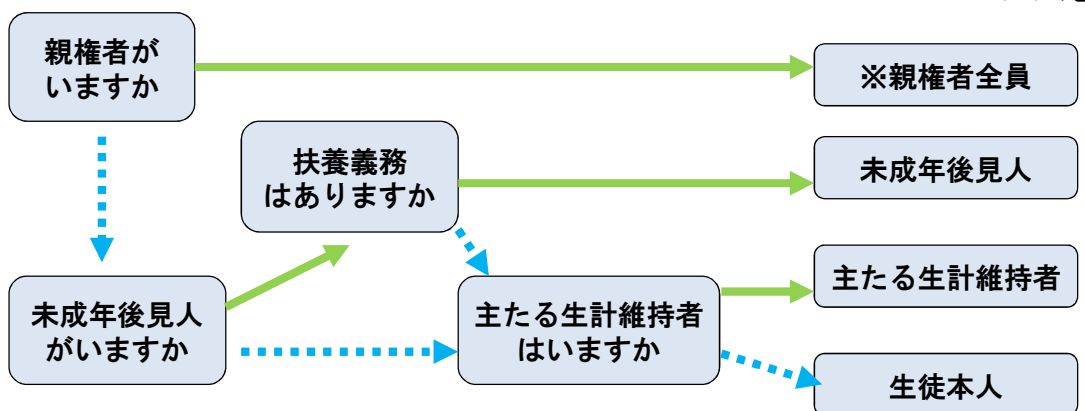
市町村民税所得割額（保護者の合算）	支給額（全日制・年額）
30万4,200円未満 （年収590万円～910万円未満程度）	11万8,800円 <span style="color: green;">↑</span> <span style="color: blue;">↓</span>
15万4,500円未満 （年収350万円～590万円未満程度）	17万8,200円
5万1,300円未満 （年収250万円～350万円未満程度）	23万7,600円
0円（非課税） （年収250万円未満程度）	29万7,000円

※市町村民税所得割額が30万4200円以上の場合、授業料の全額を負担していただきます。

※授業料と就学支援金の差額は負担していただきます。

※定時制・通信制の場合、支給額が異なります。

## 6. 誰の課税証明書を提出するの？



※親権者のどちらか一方の課税証明書等を提出することが、ドメスティック・バイオレンスなどの理由により困難と認められる場合、該当する親権者の分の提出は不要です。その場合は学校・都道府県にご相談下さい。

## 7. 課税証明書って何？ （市区町村により形式は異なります）

CHECK

市区町村民税課税証明書

納税義務者	住所	所得割額	0円
	氏名	市民税	

年度 平成 年度 (平成 年分標準)	所得の金額		税額		均等割額	年税額
	収入金額	控除金額	市民税	府民税		
	0円	0円	0円	0円	0円	0円

所得の金額の内訳	本人控当	扶養控当	所得控除額	課税標準額
総所得 内給付	0円	控当	0円	0円
土地等事業雑 分権短期雑 分権長期雑 株式等の雑 上乗せ配当 知取引所得 山林 退職	0円	控当	0円	0円
特別障害者 その他障害者	0円	控当	0円	0円
老年者 老人扶養 特別寡婦 寡婦	0円	控当	0円	0円
16歳未満 その他扶養 同居特別障害 特別障害 その他障害	0円	控当	0円	0円

その他の事項

都道府県民税・均等割は含みません。東京23区にお住まいの方は、区民税所得割をご確認下さい。

上記のとおり証明します。  
平成 年 月 日

◆市町村民税所得割額は以下の書類で確認できます。

- 課税証明書（市町村役場で発行）
- 市民税・県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」（勤務先を通じて配布。毎年6月頃に配布されるので、大切に保管して下さい。）
- 「住民税納税通知書」（自営業の場合に市町村から送付）

◆税の申告をしておらず、課税証明書等が発行されない場合には、まず申告をして下さい。

■都道府県等では、就学支援金とは別に、収入に応じた独自の授業料減免を設けている場合があります。各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省HPに掲載しています。

お問合せ先：  
文部科学省高校修学支援ホットライン（平日10:00～17:00）電話 03-6734-3176  
ホームページ：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)